



日本科学者会議 (JSA) 滋賀支部
NEWS LETTER

2019年10月8日発行 第48号
事務局長 水原 渉
TEL/FAX 0749-47-5169 (共通)
go-ma-me@hi3.enjoy.ne.jp

【論考】司法の現状を憂う

弁護士 井戸謙一

1 三権分立は、近代民主主義国家の基本理念だ。国家

権力を分立させて、互いにけん制させ、チェックを働かせることによって権力の乱用を防止する。司法機関が立法機関や行政機関に対するチェック機能を適切に働かせるためには、「司法権の独立」が不可欠である。

「司法権の独立」には、「司法権が立法権・行政権から独立していること」と「裁判官が裁判をするに当たって独立して職権を行使すること」と二つの意味があり、司法権が本来の役割を果たすためには、双方が必要である。

2 最近、目を覆うような判決が続いている。最高裁だけ

に限っても、原審の再審開始決定を取り消して再審請求を棄却した大崎事件最高裁決定 (2019. 6. 25)、朝鮮人学校の無償化除外を適法とした最高裁判決 (2019. 8. 27)、自衛隊員の出動命令訴訟を適法とした二審判決を取り消して差し戻した最高裁判決 (2019. 7. 22)、君が代斉唱を拒否した教員の再雇用拒否を違法とした二審判決を取消した最高裁判決 (2018. 7. 19)、岡口基一裁判官に対する戒告処分 (2018. 10. 17)、など枚挙にいとまがない。これらの判決や処分は、本来上告審で許されない事実認定をしたり、当事者の手続保障が適正になされなかったり、まともな理由を示さなかったり、審理内容・判決内容のレベルの低下が甚だしい。明らかに不当な判断に少数意見が付かず、全員一致であることが最高裁の劣化を窺わせている。下級審では、もともと最高裁の意向を慮った事なかれ判決の横行が指摘されていたが、最近では、例えば福島第一原発事故について東電役員を無罪とした東京地裁判決 (2019. 9. 19)、慰安婦報道に関する植村隆氏の損害賠償請求を退けた東京地裁判決 (2019. 6. 26) のように、積極的に時の政権に追随しようとしているかのような判決まで目に付くようになってきた。

てきた。

3 最高裁の劣化は、裁判官人事に現れている。最高裁

裁判官には、裁判官枠、弁護士枠、検事枠等があり、任命権を持つ内閣は、それぞれの母体である最高裁、日弁連、最高検の推薦を尊重してきた。その結果、最高裁には少数とはいえ、リベラルで、現場法曹から尊敬される裁判官が常に存在した。安倍政権は、日弁連の推薦を無視したり、加計学園の監査役弁護士を任命する等、恣意的な任命を繰り返してきた。その結果、安倍政権が任命した現在の最高裁判事15人の中にリベラルと目される人は存在しない。最高裁が時の政権とべったりであると判断すれば、現場裁判官の中にも、それに迎合しようとする者が現れる。

4 司法の危機はかなり深刻である。司法権の独立は、

冒頭で述べたどちらの面でも危うい。とはいえ、司法の存立の基盤が市民からの信頼であることに変わりはない。広範な市民が司法の現状に対する強い問題関心を持ち、批判の声を上げ続けることが何より大切である。日常の事件に真摯に取り組みながら、昨今の裁判所のありようを苦々しく思っている現場裁判官が相当の割合で存在する。その裁判官達が同調圧力のくびきを解き放つ勇気を持つためには、広範な市民の声が必要である。裁判官は、事件を裁くことによって、自らが裁かれていることを自覚しなければならない。

【報告】「教育研究全国集会 2019 in 滋賀」

Part 2 全体集会の報告

去る8月16日～18日に湖南地域を中心に「みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい 教育研究全国集会 2019 in 滋賀」が開かれ、初日の栗東芸術文化会館さきらで行われた全体集会に参加しました。障害者福祉の開拓者糸賀一雄氏の紹介から始まり、昨年度まで私が勤務していた伊吹高校書道部によるパフォーマンスでは、部員たちが「新歩」というタイトルで「私たちはいつ大人になるの？青春はひとりじゃない。夢見ることで勇気を

もってさあ一歩」と筆でダイナミックに描いて表現しました。近江兄弟社高校演劇部「わたしの思いをうけとめて」では、劇の稽古が進む中で価値観の違う部員同士ぶつかり合いながら、最後に障害を持つ一人の部員が「演劇部に入ってよかった。」と自分の成長を感じとっていきます。さらにその中で、他の部員も思いを一つにして、生きている実感を感じとります。高校生の表現のパワーに感動しました。

福井雅英実行委員長の芭蕉の句を交えた挨拶の後、早稲田大学増山均さん、名寄市立大学義基祐正さん（スクールソーシャルワーカー）と県内の現役の先生方によるシンポジウムが行われ、虐待死やいじめ、子どもの貧困などの問題について、私たちがどう見るべきか、何が問われ、何が求められているのか、子どもの人権・人間としての尊厳を守る立場から話し合われました。問題の背景には親も子どもも自己責任や競争原理に追い込まれ、子育てに余裕がなくなっている現状や子どもの生育歴や生活状況をとらえる重要性、家庭や教育現場と行政（子どもセンターなど）との連携も話題になりました。また学校現場からは先生方が互いの悩みを交流し合う場をもつ「同僚性」についても語られました。なお全体集会の参加者は1200名でした。（報告者 田中成幸）

【報告】「戦争の墓碑に向き合い、その声を伝える」2

大津市 井上敏一

そのⅠ 民間墓地の戦死者の墓碑から見えるもの

戦争犠牲者の墓碑は、いわゆる「お墓」ではない。おなじ石造でも、戦後のお墓ブームによって建設されたお墓とは異なる存在である。近代戦争までは、一般人の墓碑は木製で、石造はきわめて特殊な存在だった。それらは形のうえでも異なり、先がとがった四角錐。墓地の入り口に目立つように並んでいるのが戦死者の墓碑である。

■ 西南戦争

明治政府が最初に直面した大きな戦争は西南戦争である。明治8年以降、大津市には第四師団第九聯隊が駐屯していた。そして明治10年に、最激戦地である田原坂に投入され、多数の死者を生んだ。戦死者を悼む「記念碑」が三井寺の山中に建設された。

西南戦争の戦死者の墓碑（個人碑）も、建設された。戦場にもあるが、出身地にもある。高島市にある墓碑は

石造。小さく、特別な記述はない。旧真田山陸軍墓地には西南戦争の戦死者の墓碑に「鹿児島賊徒征討」で戦死したという碑文がある。そういう生々しい憎悪を刻んだ墓碑は高島市でも大津市でも見つけられなかった。

■ 日清戦争

墓碑が巨大化し、かつ社会的な意味（戦争美化）を与えられるのは、日清戦争以後である。

日清戦争の個人墓碑は、旧陸軍墓地にも、出身地の墓地にも存在する。同じ死者の墓碑が複数あるのだ。

高島市を例にとる。高島郡志に掲載されている日清戦争の戦死者は10名程度であり、その墓碑はすべて発見することができた。大きさや形は異なるが、巨大なものが多い。それらに共通することは、墓地の入り口、もしくは参道に置かれていることである。地元の人々の記憶でも、戦死者は特別であり、だれもがそれに手を合わせて、墓地に入ったという。集落の靖国神社のような役割である。軍隊とは階級社会であり、それは死後も貫徹されている。兵卒の墓碑と将校の墓碑は石質も規模もまったくちがう。軍人は死後も軍隊を離れることが許されない。

日露戦争の墓碑との関係で付け加えておくべきことがある。それは、階級や兵種にかかわらず、巨大で立派なものがつくられたことである。

■ 日露戦争

日露戦争の戦死者は、高島郡志では100名あまり。一桁数が多く、地域社会に与えた衝撃は大きかった。そのため資料はかなり残っている。政府の通達により各市町村で「戦時事績」が編まれた。戦争にかかわる事項が、寄付金や日常生活、慰問や葬式にいたるまで、記載されている。形式はお役所の文書そのもので、型どおりであるが、「郡志」と「事績」をもとに、墓碑を探した。

高島郡で見る日露戦争の墓碑は、先の丸い銃弾のような形をしている。ただ、戦死者と戦病死者や生還したあとでの病死者の間に、差別があることが、「戦時事績」の記述からも、墓碑からも見て取ることができる。

日清戦争の個人の墓碑は、旧陸軍墓地にも出身地にも造られたが、日露戦争の場合、戦死者の数が多すぎて、陸軍墓地には集合碑しかつくられなかった。4柱あるが、その大きさには露骨な差がある。もちろん、階級が上のものが大きく、下のものは小さい。どこまでも軍隊のあり方が貫徹されているのだ。（続く）